

もっと知りたい！

熊取町



(改訂版)

別冊（資料編）

（参考資料）

平成31年1月

熊 取 町

～協働憲章（改訂版） 別冊（資料編）の作成にあたって～

熊取町協働憲章（改訂版）では、内容構成について「スッキリ・わかりやすく」をテーマのひとつとして再構成したため、お伝えしきれなかった内容がたくさんあります。

その中から、より「協働」をご理解いただけると思われる内容を「協働憲章（改訂版） 別冊（資料編）」として整理しました。協働憲章（改訂版）と併せてご覧いただければ幸いです。

目 次

I 協働憲章を改訂した理由は何ですか？	1
(1) 協働憲章改訂の背景	1
①第4次総合計画の策定	1
②地方創生・地方分権の流れ	1
③住民ニーズの多様化・高度化	1
④財政状況	1
(2) 本町の現状と課題	2
①自治会などの地域コミュニティ	2
②NPO法人などの住民活動団体	2
③大学等	2
④行政（町）	2
II 協働のまちづくりで、どんなメリットがあるんですか？	4
①きめ細やかな対応と住民満足度の向上	4
②住民自治の振興、自治力の向上	4
③住民等との信頼関係の構築	4
④行政機能の見直し	4
III 協働にはどんな種類があるんですか？	5
(1) 協働の形態	5
(2) 協働の領域	7
(参考) データ集	8
(1)自治会などの地域コミュニティ	8
(2)NPO 法人などの住民活動団体	11
(3)大学等	13
(4)町の協働事業施策	15
(5)新しいタイプの協働事業施策（住民提案協働事業制度）	16
(6)協働推進委員会	19

I 協働憲章を改訂した理由は何ですか？

(1) 協働憲章改訂の背景

①第4次総合計画の策定

本町では、平成30年3月に総合的、計画的な行政運営の指針となる「熊取町第4次総合計画」を策定し、「住みたい 住んでよかった ともに作る“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」をまちの将来像に掲げるとともに、あらゆる取組に共通するテーマとして、「協働のまちづくり」や「地域特性を活かしたまちづくり」を掲げるなど、協働は、本町の今後のまちづくりを進めるうえで、最も重要な取組となっています。

②地方創生・地方分権の流れ

国では、人口減少社会の到来が現実のものとなり、地域コミュニティでも参加者の固定化や重複化など、少なからず課題が生じているなか、「まち・ひと・しごと創生法」が策定され、国と地方が総力を挙げて、地方創生、人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

本町も今後、さらなる人口減少や少子高齢化の進行が予測され、少子化の抑制、健康づくり、介護予防、生きがいづくりに向けた取り組みを充実する必要があります。

また、多様化する住民ニーズへ適切に対応するためにも、地域のことは地域で考え、自らが解決し、それに対して自らが責任をもつ、といった地方自治が一層重要となってきています。

③住民ニーズの多様化・高度化

家族の状況や社会環境の変化によりライフスタイルが多様化し、価値観やニーズも多種多様になっています。個人の意識も物質的な豊かさから、心の豊かさが重視され、量から質を求める方向へ変化しています。

このようななか、本町では高いレベルで保ってきた自治会加入率が徐々に低下傾向にあるなど、人と人とのつながりの希薄化や助け合い（共助）意識の低下も危惧される状況にあります。

「まちづくりは住民同士のつながりなしにはなし得ない」という意識を住民一人ひとりがもち、人と人とのつながりを大切にする、ぬくもりのあるコミュニティを創造するとともに、地域の枠を超えた活発な活動を行うNPO法人などの住民活動団体を産み育てていくことも大切です。

④財政状況

我が国の景気は回復基調にあるものの、消費税率の引き上げが決まり、先行きは不透明な状況です。更に少子高齢化による生産年齢人口の減少が避けられない現状においては、歳入の柱である税収の大幅増が見込めないことや、社会保障経費の増加に加えて公共施設の老朽化対策等の課題にも対応しなければなりません。

このような財政を取り巻く厳しい状況が今後も続いていくことが予測されることから、本町では、行財政改革に継続的に取り組んでいるところですが、より多様化する住民ニーズに適切に対応するためにも、行政の役割・あり方を見直していくとともに、その際には、単に行政の肩代わりとしてではなく、「協働の理念を活かした行財政運営」へ転換する方向で解決していくことが必要だと考えます。

(2) 本町の現状と課題

①自治会などの地域コミュニティ

本町では、古くから自治会を中心に子ども会、青年団などによる地域コミュニティ活動が盛んで、地域の様々な課題も住民間の話し合いにより解決し、住み良い地域づくりを進めてきたほか、自治会の活動も年間を通じて活発に行われています。また、住民の自治活動への参加意識は高く、地域コミュニティ組織が担う役割や、行政（町）との連携・協力といった協働の取り組みは、今後も住み良いまちづくりの実現のために重要かつ基本となるものです。

一方で、少子高齢化や家庭環境の変化を背景に地域コミュニティ組織の加入率や組織率は減少しており、役員等の固定化、重複化も含めた負担の大きさなどが課題となっています。こうしたことから、住民、住民活動団体（※1）、事業者（企業）などとの連携のもと、誰もが参加しやすく、また、活動に関わっている人が疲弊しない仕組みづくりや環境づくり、意識改革をはじめ、地域コミュニティ活動に対する幅広い支援も必要です。

②NPO法人などの住民活動団体

本町を活動の拠点とするNPO法人（※2）による活動は、子ども、子育て分野を中心に、より活発になりつつあります。また、文化・芸術をはじめ、子育てや保健福祉、様々な地域活動など、住民活動団体による公益的活動（※3）も活発になってきており、地域コミュニティ活動の現状も踏まえ、今後、地域の様々な課題に対応する主体として一層期待されます。

一方で、依然として課題となっている、人材や活動資金、事務機能拠点の不足等の解消や協働をコーディネートするなどの支援のほか、既に活動し様々な経験をしている団体が、活動の過程で得た知識や経験を活かし、新たな住民活動を支援することも必要です。

③大学等

本町は、町内に立地する大学等との間で、社会教育、健康福祉分野をはじめとした、多岐にわたる連携・協力事業を展開し、府内有数の「学園文化都市」へと大きな発展を遂げました。また、学生が地域のイベントに参加しているケースもあるなど、協働は住民と学生との交流やふれあいの機会づくりにもなっています。こうした「学園文化都市」という本町の特長を、さらに発展させ、住民メリットや社会貢献に大きくつなげていくことが重要です。

④行政（町）

本町では、従来から住民等（※4）との協働の取り組みが、子育て支援をはじめとした健康福祉、教育分野など様々な分野で活発に行われており、さらに「協働憲章」策定以降は、住民活動団体等の育成・支援や、様々な住民等からの発案による住民提案協働事業制度など、「新しいタイプの協働事業」を追加し、「協働のまちづくり」に取り組んできました。しかしながら、新しいタイプの協働事業については、件数自体が伸び悩んでおり、制度PR、より使いやすい制度への改善はもちろん、地域の課題や本町の特長である大学等との連携につなげていく仕組みが必要になっています。

さらに、協働事業に取り組む課や事業数は増えているものの、協働を進めるうえで最も大切な過程である‘信頼関係と合意形成’（Consensus）（※5）が、不十分な事業も見受けられることから、町職員全体が協働について深く理解し、より高い住民活動への支援を図っていく必要があります。

また、一方では、地域活動への参加という住民ニーズを、地域の課題解決にしっかりとつなげるべく、自治会等地域コミュニティへの、より多くの住民等の参加を促すとともに、地域コミュニティや大学等、NPO法人などの住民活動団体等が連携して地域の課題解決を図っていけるような仕組みをつくることも必要です。

新しいタイプの協働事業	住民提案協働事業制度（協働憲章策定後に追加した協働事業） （個人提案タイプ、育成支援補助、団体提案タイプ（住民提案型、行政提案型）
従来の協働事業	町の協働事業施策 共催、後援、実行委員会、アドプト制度、 事業協力、委託、補助、参画提案・政策提案

大学等との連携・協力事業

※1 「住民活動団体」とは、住民等が自発的、自主的かつ継続的に活動している団体をいいます。

※2 「NPO 法人」とは、Non(非) - Profit(利益) - Organization(組織)の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。

※3 「公益的活動」とは、地域社会、住民の共通利益に資する活動をいいます。

※4 「住民等」とは、住民 1 人ひとり、自治会等コミュニティ団体、ボランティア、NPO 法人、住民活動団体、事業者（企業）、大学等、学生をいいます。

※5 ‘信頼関係と合意形成’（Consensus）とは、協働を具体化するために、その必要性等を双方で根気よく話しあい、その共有を通じて行われるものです（協働憲章 P5 参照）。

Ⅱ 協働のまちづくりで、どんなメリットがあるんですか？

住民等同士や、住民等と行政などが協働することにより、次のような効果があります。

①きめ細やかな対応と住民満足度の向上

行政では対応できない多様で複雑化・高度化する住民ニーズに応じたきめ細やかな公共サービスの提供が可能になり、住民満足度も向上します。

また、様々なニーズを把握することができ、新しい公共サービスの創出や課題解決につなげることが出来ます。

②住民自治の振興、自治力の向上

様々なまちづくりの担い手が、より良い地域づくりを目指して主体的に地域課題の解決等に携わり、その解決や自治意識の向上を図ることで、住民の各種活動への参画意欲の向上や活動の活性化、担い手の増加や育成、活動団体の自己目的の実現や活動範囲の拡大が可能となります。また、一方では、住民の生きがい、やりがいのある場の提供にもつながります。

このように様々な担い手が共に力を出し合うことで地域社会を支える力が高まり、住民自治の振興が期待され、住民ニーズに応じた住み良いまちづくりにつながります。

③住民等との信頼関係の構築

協働を進めていく過程で、合意形成（Consensus）－計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－再起動（Act）という施策における協働を進めるサイクル（協働憲章 P5参照）への住民等の参画が促進されることにより、まちづくりの担い手としての意識が高まるとともに、まちづくりに関する情報を共有することで、住民等と行政との相互理解と信頼関係の向上が図られます。

④行政機能の見直し

情報を共有し、協働を進めることで、行政の透明性が高まります。また、町職員が、協働のまちづくりへの理解を深め、様々な担い手との実践を積み重ねることにより、意識改革や行政の体質改善の契機となり、新たな事業の実施や、既存事業・組織のあり方等の見直しが行われるなど、行政機能の見直しにつながります。

Ⅲ 協働にはどんな種類があるんですか？

(1) 協働の形態

本町では、住民等と行政が行う協働の形態は、次に掲げるものを考えています。

協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を協働の担い手同士が双方でよく確認しながら、どのような形態で行うことがより効果的かつ合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる形態を選択することが必要です。

なお、想定される協働の形態は、次のとおりです。

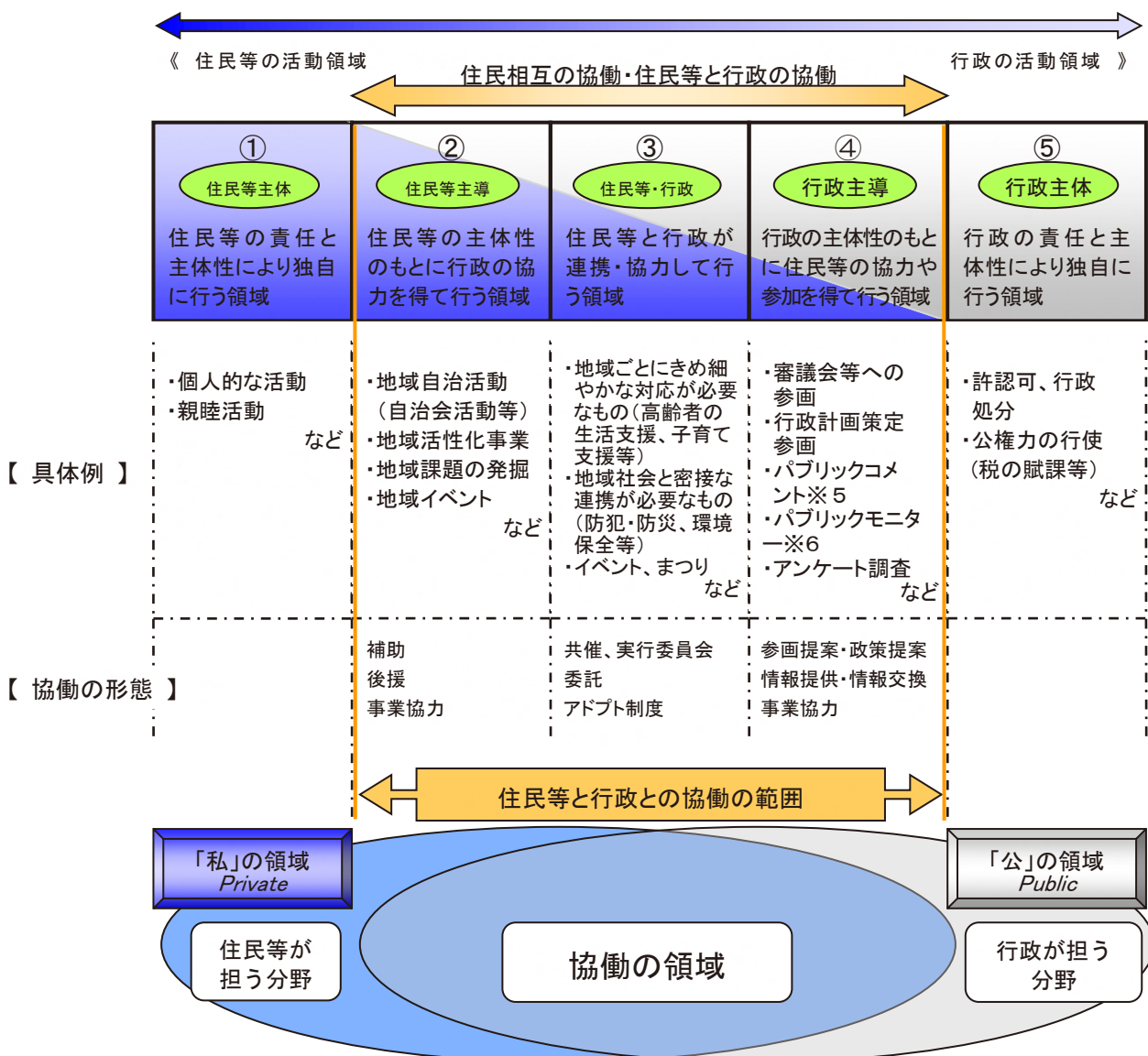
形態	内容	実施するうえで想定される主な留意事項
共催	住民等と行政の双方が知恵を持ち寄り、共に事業主体（主催者）となって、短期間で事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none">・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。・取り組む目的を明確にし、共通認識のもと実施します。・負担が一方に偏らないようにします。・協定書などにより、役割分担や責任の所在、経費負担などを明確にします。・会場使用料の減免や補助金の支出のための名義的な共催のみにならないようにします。
後援	住民等が主催する取り組みに対して、行政が「後援」という形で名を連ねる協働形態	<ul style="list-style-type: none">・「後援」することは、対外的に公表されることを踏まえ、その事業の目的、内容を十分に理解し、公共性や公益性を検証し、責任をもって判断します。
実行委員会（協議会）	住民等と行政が構成する実行委員会や協議会が、主催者となり事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none">・事業の検討段階から協議し、実施目的の明確化と情報の共有化を図ります。・実施が長期に及ぶ場合は、随時、進捗状況を確認し、円滑な意思疎通を図ります。
アドプト制度	住民等が道路や公園などの公共施設の里親となり、美化活動や施設の現状報告を行い、行政は保険加入や物品の支給などを行う協働形態	<ul style="list-style-type: none">・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。
事業協力	住民等と行政がお互いの特性を活かし、一定期間継続的に協力しながら事業を実施する協働形態	<ul style="list-style-type: none">・住民等の専門性や機動性等を活かし、実験的に取り組む事業等に適しています。・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。

形態	内容	実施するうえで想定される主な留意事項
委託	住民等がもつ先駆性・専門性・柔軟性などの特性を活用し、より効果的な取り組みを進めるため、行政が住民等に業務委託して事業を実施する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> • 協働委託が単なる行政の下請にならないよう、協働の視点に立ち、事前及び実施過程で十分な協議と調整を行い、事業の仕様等に関し、住民等の自主性と自立性を尊重した事業展開が必要です。 • 企画から実施、評価に至るまで、協働という視点を持ちます。 • 確実な履行が確保されるよう、受託者の選定にあたっては事業遂行能力等について十分に検討するとともに、履行の的確な把握に努める必要があります。 • 協働委託については、特定の団体に固定化しないよう、一定期間ごとに見直しを行います。
補助	行政が住民等の自立促進などのため、公益性の高い事業等を育成・助長するよう、要綱等に基づいて補助金などの財政的な支援を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> • 住民等の自主性や自立性を損なわないようにします。 • 行政の過剰な関与は避けます。 • 補助金等の交付は、透明性や公平性を確保します。 • 補助金等の目的を「育成補助」「団体支援」から「活動支援」「事業支援」へと移行していきます。 • 補助等により、住民等との対等な関係を失わないよう注意します。 • 補助等の制限や期限を設けるなど、住民等の自立を促します。 • 取り組む内容によっては、協働委託の形態に移行します。
参画提案・政策提案	行政の施策について、専門的な知識や経験、情報等を活かすため、審議会や委員会などへの参画を求め、意見や提案を求めたり、また住民等がもつ専門的な知識、技術や地域に密着したきめ細やかな活動経験を活かし、行政施策に対し独自の企画や代案等を提案する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> • 客観的で合理的な採用、選定基準を定めるなど、透明性や公平性の確保に留意します。 • 要望や批判だけでなく、建設的な意見交換を行います。 • 提案の内容によっては施策に反映できない場合もあります。その場合には、反映できない理由を明確にし、その旨を説明します。 • 住民等も、日ごろから、行政と率直な意見交換や情報交換を行い、自らの特性を活かした具体的な提言をします。

(2) 協働の領域

住民等の多様なニーズに対し効果的な公共サービスを提供するには、住民等と行政の役割分担が必要です。協働の領域には、「住民等と行政とが協働する領域」、「住民相互に協働する領域」、「住民等又は行政が主導的に取り組む領域」など、様々な領域が存在しますが、基本的には許認可や行政処分など行政が主体となって担う分野や、個人的な活動など住民等が主体となって担う分野を除く、全ての領域が協働の対象になりうるものと想定しています。

住民等と行政との協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様ですので、実施や検証を行いながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。



※5 「パブリックコメント」とは、町の重要な施策や計画等を策定する場合に、施策等の素案などを公表して、住民から意見・情報・改善案などを求める手続きをいいます。

※6 「パブリックモニター」とは、無作為抽出により選定された18歳以上の住民をモニターとして登録し、町政の簡易なアンケート回答や、各審議会委員に就任する制度をいいます。

(参考) データ集

(1)自治会などの地域コミュニティ

①自治会加入率の状況

- 自治会の加入率は、低下傾向にあります。

	H27	H28	H29
加入率	79.5%	—	78.0%

- ※ 「区・自治会アンケート調査」結果より
(H28年度はアンケート未実施により未把握)

②自治会から町への要望と対応の状況

- 要望数は、年間30件程度となっており、そのほとんどに、町が対応しています。
- 相談から要望に至るまでに解決する事例が多数あると考えられるものの、自治会数(39地区)に対して要望数は少ない状況です。
- 要望内容は、防犯灯やカーブミラー設置など、安全、安心面での施設整備(補修)等が多くなっています。

区分	H28 要望数	H28 対応数	H29 要望数	H29 対応数
カーブミラー設置	3件	3件	8件	8件
防犯灯設置	16件	16件	9件	9件
道路	3件	2件	11件	10件
通学路	5件	5件	0件	0件
公民館・憩の家	3件	2件	0件	0件
その他	2件	2件	2件	2件
計	32件	30件	30件	29件

③地域コミュニティ組織の状況

- 地域コミュニティの組織数や組織率、会員数や加入率は、全体的に減少傾向にあります。

区分	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
区・自治会数	地区	38	38	38	38	39	39	39	39
青年団組織数	地区	12	12	12	12	12	12	12	11
同 団員数	人	880	580	686	688	658	700	670	663
子ども会組織数	地区	20	19	16	15	15	13	13	13
同 会員数	人	2,225	2,084	1,792	1,697	1,622	1,460	1,344	1,196
児童数	人	2,913	2,890	2,868	2,790	2,765	2,704	2,676	2,573
会員数/児童数	%	76%	72%	62%	61%	59%	54%	50%	46%
婦人会組織数	地区	11	9	9	9	9	9	8	7
同 会員数	人	560	507	471	452	437	382	354	356
長生会組織数	地区	33	33	32	31	31	31	31	30
同 会員数	人	2,112	2,028	2,055	1,874	1,909	1,732	1,703	1,663
65歳以上人口	人	8,748	9,016	9,580	10,165	10,711	11,183	11,572	11,892
会員数/65歳以上人口	%	24%	22%	21%	18%	18%	15%	15%	14%

④自治会活動の状況

- 約75%の区・自治会が加入案内の取組を行っています。
- 全ての区・自治会で、親睦を目的としたイベント、地域清掃などの環境の取組を行っています。
- 約80%の区・自治会で防災訓練を実施しています。
- 半数以上が、区・自治会への加入促進、役員を選出や任期等の負担に対して課題を感じています。

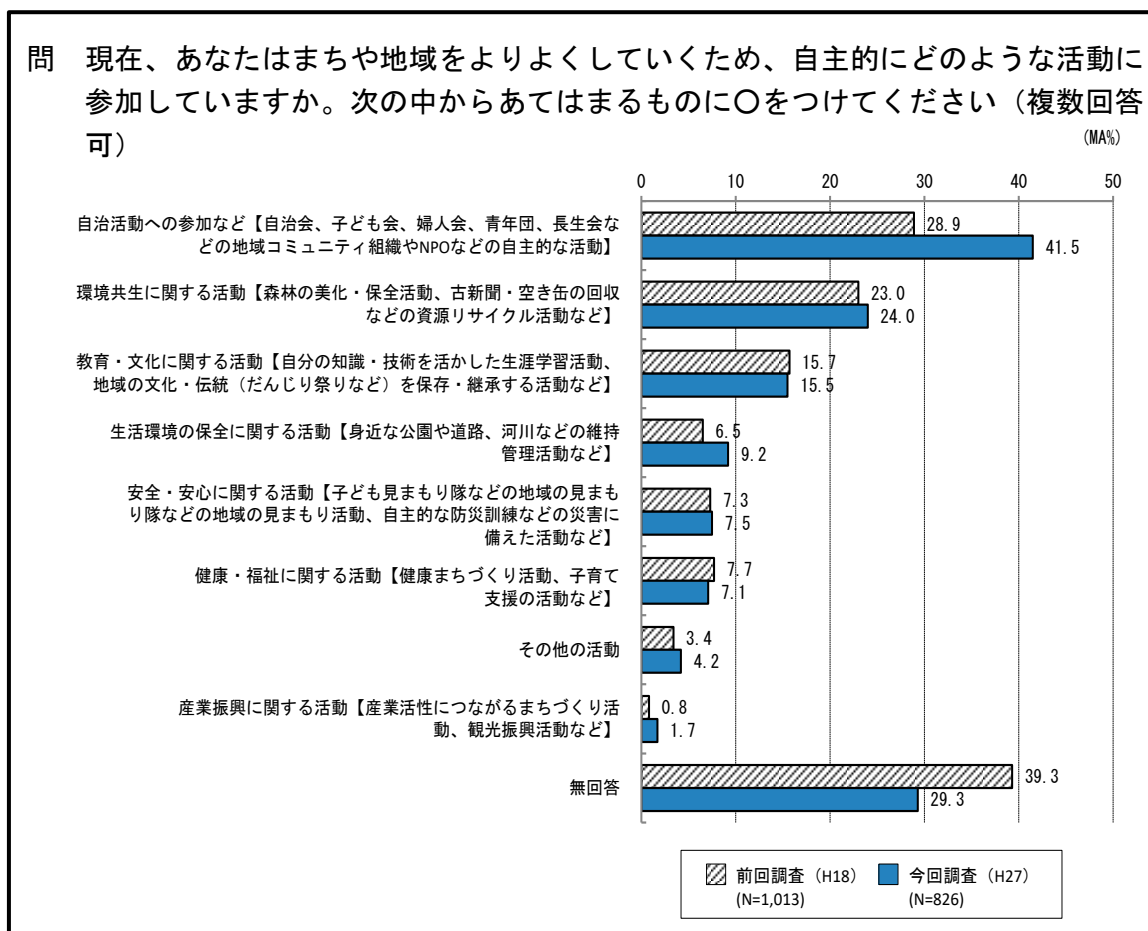
(単位：地区)

区分	内容	回答数
自治会加入案内	加入案内の取組みを行っている	29
	訪問により行っている	16
	チラシにより行っている	4
	訪問とチラシにより行っている	7
	その他	2
親睦に関するイベント	夏のイベント(盆踊り、夏祭り等)	29
	餅つき(イベントの一部として実施も含む。)	19
	秋のイベント(だんじり祭り等)	18
安全・安心に関するイベント	防災訓練	31
	夜警	20
環境整備に関するイベント	地域清掃活動(一斉清掃等)	39

(平成30年度「区・自治会アンケート調査」結果より)

⑤地域をよりよくするために参加している活動

- 自治活動への参加状況は、41.5%と項目中最も高く、また、前回調査と比べて最も多く増加（12.6ポイントの増）しています。



（「住民アンケート調査」結果より）

※ 「住民アンケート調査」は、平成 27 年 7 月、「くまとり創生戦略」策定のための実態把握を目的に、16 歳以上の住民を対象に、無作為に 2,000 人を抽出して実施したもので、826 人の方から回答をいただきました。

(2) NPO法人などの住民活動団体

① NPO法人などの住民活動団体の状況

- NPO法人数は、微増傾向であり、また、住民活動団体数は、88団体が登録されており、増加傾向にあります。

区分	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
NPO法人数	法人	14	14	15	17	17	17	17	18
住民活動団体数	団体	—	70	—	—	—	—	—	88

※ 住民活動団体は、町内で公益的な活動に取り組んでいる団体で、住民等が自主的に活動に参加できるよう、町ホームページで活動分野別に団体や活動の概要を紹介しており、これには、一部、NPO法人も含まれます。

※ 住民活動団体数のH23、H29以外の年度は未把握です。

② 近隣市町のNPO法人数の状況(H30.6現在)

- 岸和田市以南の市町における人口1万人あたりNPO法人数は、泉南市、泉佐野市に次いで3番目が本町となっています。

市町名	法人数	人口1万人あたり法人数	人口(H30.6末)
岸和田市	70 法人	3.6 法人	195,951 人
貝塚市	27 法人	3.1 法人	87,246 人
熊取町	18 法人	4.1 法人	43,877 人
泉佐野市	51 法人	5.1 法人	100,685 人
田尻町	2 法人	2.2 法人	9,023 人
泉南市	35 法人	5.6 法人	62,339 人
阪南市	18 法人	3.3 法人	54,821 人
岬町	2 法人	1.3 法人	15,981 人

③町内NPO法人の主な活動分野

- 町内 18 法人のうち、80%近くが「子どもの健全育成を図る活動」を行っています。

主な活動区分	町内NPO法人数
子どもの健全育成を図る活動	14 法人
社会教育の推進を図る活動	7 法人
環境の保全を図る活動	7 法人
まちづくりの推進を図る活動	9 法人
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	6 法人

※ 1つの法人で複数の活動を行う場合があります。

④住民活動団体の主な活動分野

- 住民活動団体（88 団体）の活動は、「文化・芸術」が最も多く、次いで「地域活動」、「子育て・子どもと青少年の健全育成」となっています。

主な活動区分	団体数
文化・芸術	35 団体
地域活動	22 団体
子育て・子どもと青少年の健全育成	20 団体
保健・医療・福祉	20 団体
自然・環境・美化活動	15 団体
スポーツ	15 団体

※ 1つの団体で複数の活動を行う場合があります。

(3)大学等

①町内大学等連携・協力事業の状況

- 町内大学等との連携・協力事業は、H29年度で実件数が75事業、延べ100件となっています。
- 大阪体育大学との連携・協力事業が最も多く、事業数全体としては微増傾向にあります。

区分	H28	H29	H30
実績（実件数）	74 事業	75 事業	84 事業
実績（延べ数）	102 件	100 件	147 件
京都大学複合原子力科学研究所	11 件	13 件	25 件
関西医療大学	21 件	22 件	33 件
大阪観光大学	23 件	21 件	28 件
大阪体育大学	47 件	44 件	61 件

※ 実績（実件数）は、事業の件数のみをカウントしています。

※ 実績（延べ数）は、1つの事業を2大学等以上で実施している場合、2件以上でカウントしています。

※ H30年度の実績は、予定数です。

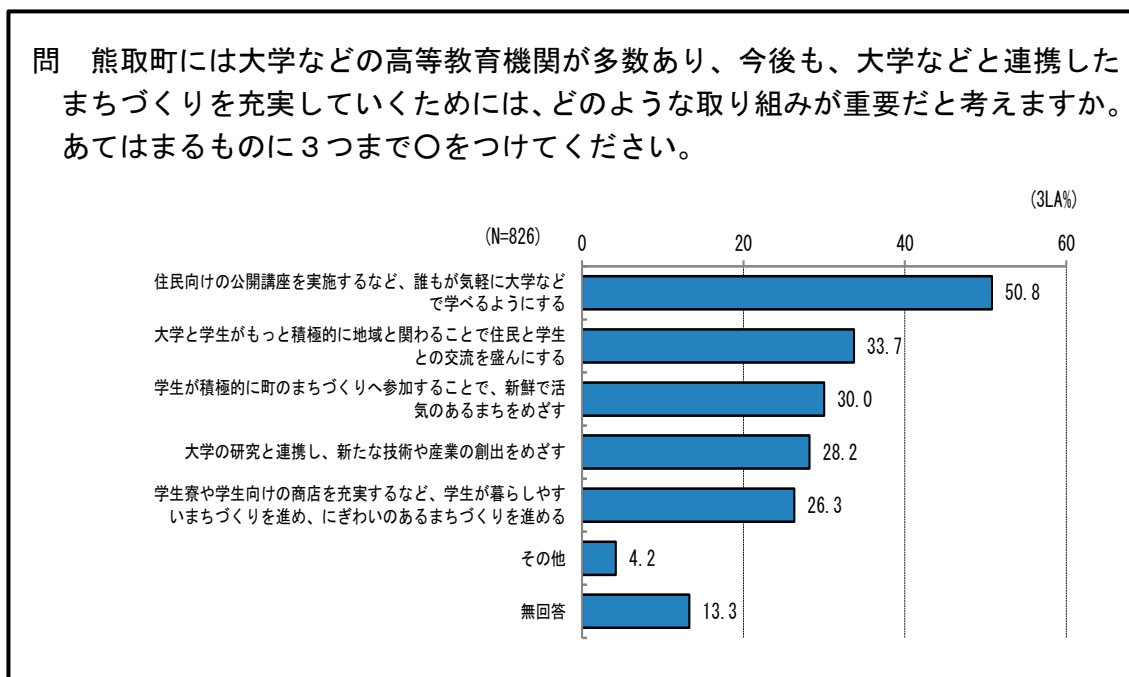
②町内大学等の立地状況

大学等名称	町内開学時期	学生数
京都大学複合原子力科学研究所	昭和38年	55人
関西医療大学	昭和60年	1,311人
大阪観光大学	昭和60年	772人
大阪体育大学	平成元年	2,823人

※ 平成30年5月時点数値

③大学等と連携したまちづくり

- 回答者の半数が、「住民向けの公開講座の実施など誰もが気軽に大学等で学べるようにする」を重要と考えています。



(「住民アンケート調査」結果より)

(4) 町の協働事業施策

①協働の形態別事業施策の状況

■ 町の協働の取り組みは、全体で 219 件、事業費は約 7 億円となっています。また、区分別では、事業協力が最も多くなっており、次いで後援、補助となっています。

区 分	件数	事業費
共催	5 件	124 千円
後援	60 件	— 千円
実行委員会	4 件	4,344 千円
アドプト制度	19 件	34 千円
事業協力	77 件	20,463 千円
委託	20 件	530,164 千円
補助	32 件	162,795 千円
参画提案・政策提案	2 件	414 千円
計	219 件	718,338 千円

※ 平成 29 年度実績（大学等連携・協力事業を除く。）

②パブリックモニター・パブリックコメントの状況

本町では、住民から直接意見を伺う取り組みとして、無作為抽出した住民（1,000 人）の中から、希望者が様々なアンケートへの回答や各種委員への就任などにより町政に参画するパブリックモニター制度と、町の個別の施策に対して意見を広く求めるパブリックコメント制度の 2 種類があります。

種 類	区 分	H27	H28	H29
パブリックモニター	意見聴取案件数	1 案件	—	—
	同 意見者数	28 人回答	—	—
	同 意見件数	60 件	—	—
	アンケート件数	2 案件	1 案件	1 案件
	同 回答数	79 人回答	62 人回答	61 人回答
	就任委員会数	4 委員会	1 委員会	3 委員会
	就任人数	8 人就任	4 人就任	6 人就任
パブリックコメント	募集案件数	—	4 件	10 件
	意見数	—	3 意見	147 意見

※ パブリックモニター：H26 年度から試行実施し、H28 年度から本格実施しています。

※ パブリックコメント：H28 年度から再開（H26 年度まで実施）しています。

※ 意見聴取（募集）は、H27 年度までパブリックモニター、H28 年度以降はパブリックコメントにより運用しています。

(5)新しいタイプの協働事業施策（住民提案協働事業制度）

①協働事業制度の提案等件数の状況

- 全体としては、H30 年度予定も含めて制度創設以来、60 の提案があり、このうち 40 事業が実施されました。他方、20 の提案が、不採択や未実施、応募なしという結果になっています。
- 住民提案型は、提案、実施件数ともに少ない状況が続いています。
- 個人提案タイプ、育成支援補助は、実績がほとんどありません。

（単位：件）

区 分	H22・23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
住民提案型	4(6)	6(7)	4(7)	2(4)	2(3)	2(3)	2(2)	2(3)	24(35)
行政提案型	－	－	－	－	1(2)	2(2)	2(3)	5(7)	10(14)
個人提案タイプ	3(4)	1(2)	1(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	5(8)
育成支援補助	0(0)	0(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	1(3)
計	7(10)	7(10)	5(8)	3(5)	3(6)	4(5)	4(6)	7(10)	40(60)

※ 数字は提案事業が採択となり実施に至った件数、()内は実施の前提となる提案の件数です。

※ 個人提案タイプの採択後にグループ化が実現できたのは 1 件（H24）です。

②住民提案協働事業制度の補助金交付額の状況

- 制度の活用による補助金交付の累計額は、約 921 万円であり、H30 年度については、行政提案型の提案等件数に応じて特に交付額が多くなっています。
- 育成支援補助の実績は、H26 の 1 件のみとなっています。

（単位：千円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
住民提案型	930	1,573	900	300	300	300	370	360	5,033
行政提案型					308	678	752	2,340	4,078
育成支援補助				100					100
計	930	1,573	900	400	608	978	1,122	2,700	9,211

※ H30 年度は、予定額

③住民提案協働事業制度の分野別事業数の状況

- 分野別では、実施に至った提案のうち、健康・医療分野とプロモーション分野の2分野が、全体の半数となっています。

(単位：件)

区分	健康・医療	産業	プロモーション	子育て	環境	その他	計
住民提案型	10(13)	2(2)	4(5)	4(7)	1(3)	3(5)	24(35)
行政提案型		1(2)	7(7)		2(3)	0(2)	10(14)
個人提案タイプ	3(4)	0(1)			2(3)	0(0)	5(8)
育成支援補助		0(1)			1(1)	0(1)	1(3)
計	13(17)	3(6)	11(12)	4(7)	6(10)	3(8)	40(60)

※ 数字は、提案事業が採択となり実施に至った件数、()内は実施の前提となる提案の件数です。

④住民提案協働事業制度の相手方別事業数の状況

- 大学等を相手方とする協働事業は、住民提案型が約40%、行政提案型が80%となっています。

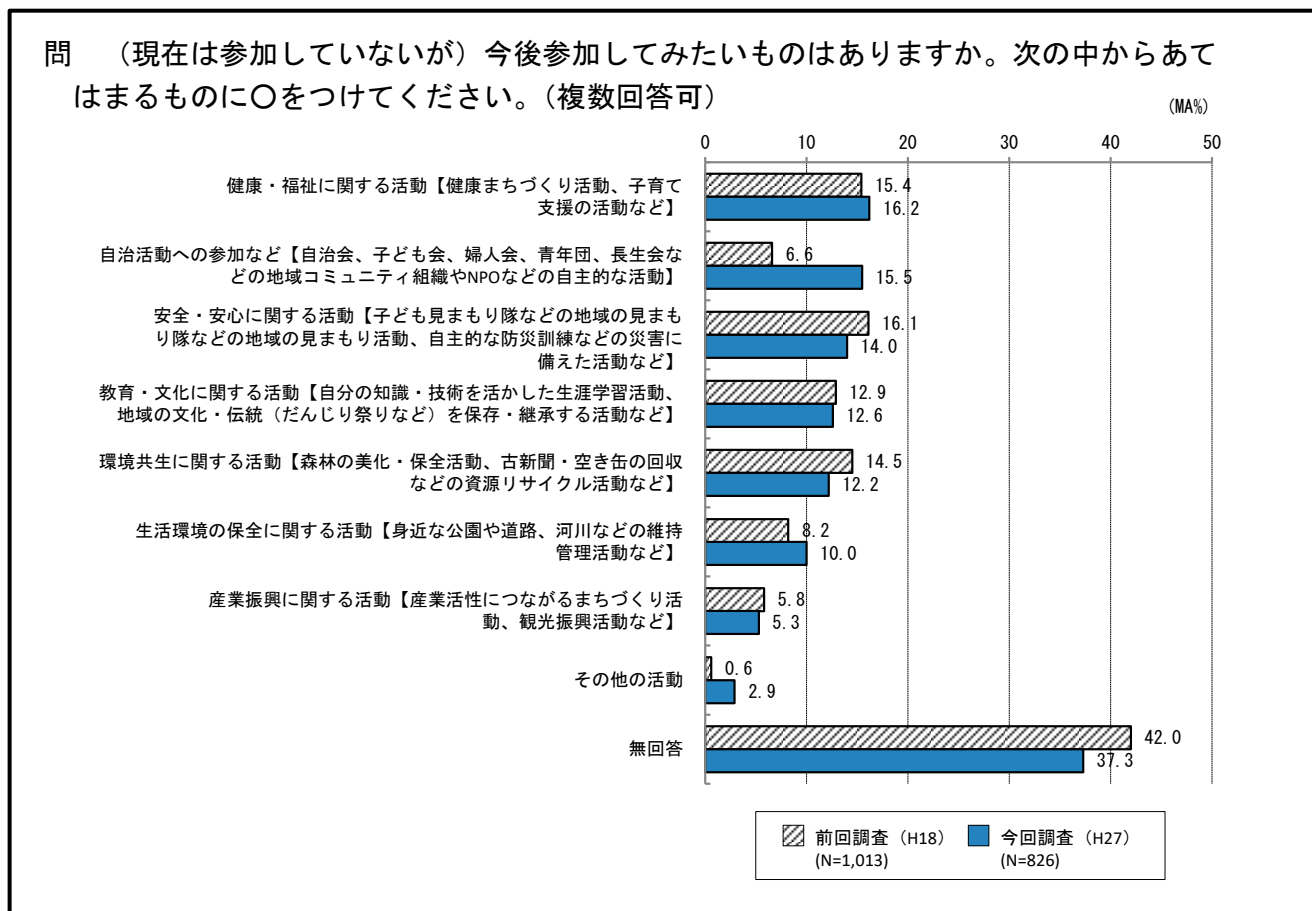
(単位：件)

大学等との協働	町内大学等	町内大学等以外	計
住民提案型	10件	14件	24件
行政提案型	8件	2件	10件
計	18件	16件	34件

※ 個人提案タイプ、育成支援補助では大学等との協働の実績はありません。

⑤今後参加してみたい活動

- 今後参加してみたい活動として、健康まちづくり活動、自治会等地域コミュニティ活動、地域の見守り活動などのニーズが高くなっています。



(「住民アンケート調査」結果より)

(6)協働推進委員会

協働推進委員会では、協働憲章の改訂にあたって、平成30年9月から同年11月までの間、計4回の委員会を開催、審議が行われ、答申をいただきました。

① 協働推進委員会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
学識経験者	和歌山大学（COC+推進室、システム工学部システム工学科）教授	金子 泰純	委員長
各種団体、NPO 法人、ボランティア団体等の代表者	熊取文庫連絡協議会	淵本 恭子	副委員長
	NPO 法人 ホームビジットとんとん	坂本 百合	
公募委員	パブリックモニター	平井 伸一	
	パブリックモニター	岩木 浩三	
行政関係職員	企画部長	南 和仁	
	住民部長	藤原 伸彦	

(敬称略)

② 協働推進委員会規則

協働推進委員会は、附属機関条例に基づき、協働事業提案に対する審査及びその他協働のまちづくりの推進に関することを担任事務として設置された町の附属機関です。

○協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例(平成25年条例第1号)第2条の規定に基づき、協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 住民提案協働事業の審査等に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関して町長から意見等を求められた事案に対する協議・検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 各種団体、NPO法人、ボランティア団体等の代表者 2人以内
- (3) 公募による住民 2人以内
- (4) 行政関係職員 2人以内
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が未決定の場合は、町長がこれを招集することができる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協働推進主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

《お問い合わせ》

熊取町 住民部 みんなと協働課

TEL.072-453-0391 (煉瓦館内) / FAX.072-453-0878

E-Mail kyoudou@town.kumatori.lg.jp